

平成22年6月25日

明石市競争入札等参加資格者 各位

明石市財務部契約課

入札制度の改正について

みだしのことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

1 改正の目的

本市では、建設工事に係る一般競争入札等において、予定価格等を事前公表しています。しかしながら、予定価格等の事前公表が建設業者の見積努力を損なわせている可能性があることや、くじ引きが多発しているといった事実があることから、より適正な積算による入札の促進を図るため予定価格等の事後公表へ移行するにあたり、建設工事の一部において試行実施し、検証を行います。

また、低入札調査基準価格を引き上げることにより、更なるダンピング対策を図るなど入札制度の一層の見直しを進めるとともに、併せて現下の極めて厳しい地域経済の状況を踏まえ、市内の建設業者の育成支援策の充実を図るものです。

2 改正の内容

(1) 建設工事の競争入札における予定価格等の公表方法（試行）について

設計金額 5,000 万円以上の建設工事の競争入札における予定価格及び低入札調査基準価格について、原則として事前公表をとりやめ、事後公表とします。

試行期間 平成22年7月から

なお、事後公表を試行する案件以外の建設工事については、引き続き予定価格等を事前公表します。

(2) 建設工事の競争入札における低入札調査基準価格の引き上げ

下記のとおり低入札調査基準価格を引き上げます。

現行	改正後
予定価格の <u>3分の2</u> から <u>10分の8.5</u> の範囲 (※概ね75%～80%)	予定価格の <u>10分の7</u> から <u>10分の9</u> の範囲 (※概ね80%～85%)

3 その他

(1) 緊急経済対策としての市内業者への優遇策

建築一式工事の発注標準における市内業者への発注限度額を、設計金額2億円から3億円に引き上げます。

(2) 総合評価落札方式による一般競争入札の拡充

総合評価落札方式について、既に実施している特別簡易型のほかに、建設業者の技術をさらに評価するため簡易型・標準型の試行要領の策定を進めています。

4 実施時期 平成22年7月以降に公告する案件から適用します。